



医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで
過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を
取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

それに伴い、初診時(月1回)・再診時(3か月に1回)に
医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合

医療情報取得加算 2 (初診料算定時) : 1点

医療情報取得加算 4 (再診料算定時) : 1点

従来 of 保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算 1 (初診料算定時) : 3点

医療情報取得加算 3 (再診料算定時) : 2点

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

2024年11月1日